

「国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～」模擬裁判パート（1日目）の結果概要

知的財産高等裁判所 判事

杉浦正樹

第1 本シンポジウムの概要

1 本シンポジウムの背景と目的

知的財産高等裁判所は、平成29年（2017年）10月30日から11月1日の3日間にわたり、最高裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとともに、「国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～」を開催しました。

特許権等の知的財産権分野では、従来から多国籍間の条約締結など国際的な協調の取組が図られてきましたが、近年の企業・個人の経済活動のグローバル化、インターネットによる国境を超えた情報通信の発達・普及、第4次産業革命ともいわれる技術革新の進展などに伴い、知的財産を巡る紛争の国際化は一段と進んでいます。こうした国際的な状況の中で、知財紛争を適切かつ実効的に解決するためには、他国の法制度や訴訟運営に関する相互理解が必要不可欠です。また、ことに経済発展著しいアジア諸国のような新興国では、海外からの直接投資等を促進する重要な基盤として、知財紛争を専門に取り扱う裁判所の設立やその種訴訟を担当できる人材の育成の重要性が指摘されています。

知財高裁及び最高裁では、こうしたニーズに対応する各種の取組を行っており¹、例えばアジア諸国において独立行政法人国際協力機構（JICA）と法務省が実施する法制度整備支援事業にも、重要判例の提供、研修での講義・訪問受入れ等を通じて協力しています。また、知財高裁勤務経験者の裁判官がインドネシアに長期専門家として派遣されています。

本シンポジウムは、こうした国際化に対応するための取組の一環として開催されるに至ったものであり、知財紛争に関するアジア地域の法制度や訴訟運営に関する相互理解を促進するとともに、各国の共通認識を醸成し、同地域全体の紛争処理能力の向上を図ることを最大の目的としています。同時に、本シンポジウムを傍聴した我が国の法曹関係者及び企業関係者に対して、海外展開等を図る上で必要な各国の法制度や訴訟運営に関する情報を提供することも、その目的に含みます。

さらに、知財高裁としては、本シンポジウムを通じて、司法機関にとって重要な法の支配、判断の中立公正さとそれに対する国民の信頼、裁判の透明性といった要請を、

¹ 具体的な取組みの例は、知財高裁HP（<http://www.ip.courts.go.jp/>）にて国内外に向けて紹介していますので、ぜひご覧ください。

各国司法機関に共通する課題として提起し、各国の司法関係者とともにもその実現に向けて取り組むための重要な機会として位置付けています。

2 本シンポジウム（全体）の成果

本シンポジウムは、前記のとおり、全体として3日間にわたるもので、知財高裁は、このうち1日目のプログラムを担当し、日本、中国、韓国、シンガポールの4か国による模擬裁判及びパネルディスカッションを行いました²。

幸いにして本シンポジウムは大きな関心を呼び、3日間通じて延べ約1300名という多数の参加を得られました。その際実施したアンケート結果を見ても、おおむね好評を博することができたようです。その意味で、本シンポジウムは全体として成功裡に終えることができたものといつてよいと思われま



【本シンポジウムに参加した日中韓・ASEAN 諸国の裁判官及び弁護士】

第2 模擬裁判パート

1 模擬裁判の目的等

前記のとおり、知財高裁は、日本、中国、韓国、シンガポールの4か国による模擬裁判及びパネルディスカッションのプログラムを担当しました。具体的には、特許侵害訴訟における証拠収集手段をテーマとする共通事例に基づき、証拠の採否を巡る裁判所と当事者とのやり取り及び採否判断等を模擬裁判という形で各国の裁判官及び弁護士が実演した上、その結果の共通点及び相違点等につき4か国の裁判官及び弁護士がパネルディスカッションを行いました。

² 2日目は法務省、3日目は特許庁がそれぞれ担当しました。本シンポジウムの参考資料等は、現在、以下の特許庁HPにアーカイブされています。

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/chizaishihou-2017.htm>

外国の法令及び法制度関連の情報の入手が時として困難であることはもちろんですが、訴訟運営の実際のあり方に関する情報は、記録化されない部分も少なくないことから、その把握にはより一層の困難が伴うと思われます。模擬裁判として特定の訴訟場面を取り上げ、実演して見せることで、このような訴訟運営の実情を文字通り可視化することができます。しかも4か国が同一の機会にこれを行うならば、相互間の共通点及び相違点等が際立つことになり、これらを比較することを通じて、それぞれの法制度及び運用の実情に関する理解をより一層深めることが期待できます。本シンポジウムにおいて模擬裁判及びパネルディスカッションという方式を採用したのは、このような意図によるものです。

また、具体的なテーマとして特許侵害訴訟における証拠収集手段を選択したのは、訴訟の帰趨を大いに左右する重要な手続である上、各国の法制度の沿革や実情に応じて、制度的にはもちろん、訴訟運営の実務レベルでもかなりの違いがあるのではないかと予想されたことなどが理由です。

さらに、模擬裁判の内容を理解する前提として、各国の特許侵害訴訟でポイントとなる制度の説明を当該国の法律実務家が行うことによっても、多くの有益な情報が得られるものと考えられたことから、そのような時間も設けることとしました。

なお、模擬裁判パートのプログラムの詳細は別添資料を参照してください。



【模擬裁判時の会場の模様】

2 模擬裁判の状況

模擬裁判は、壇上に裁判所席及び各当事者席等を設営し、裁判官（国によっては当事者代理人も）は原則として実際に法廷で着用する法服を着用し、更には裁判官の入退場時には壇上の演者だけでなく会場の参加者も傍聴人として起立する（!）という、文字通り全員参加の臨場感溢れる形で、当事者による証拠調べの申立てとそれに関する裁判所及び相手方とのやり取りから裁判所による証拠採否の判断に至るまでの手続が、本番さながらに実演されました。



↑ 【日本の模擬裁判の様相】 ↓



各パネルとも、それぞれ工夫しながらも模擬裁判の前記目的に適う形で進められましたが、日本の模擬裁判では、弁論期日における争点及び証拠の整理の基本的な場面としつつも、その過程で、非公開のインカメラ審理や裁判官及び裁判所調査官による合議の様相が実演されました。このように、模擬裁判において非公開の手続を実演した点は、これまで他に例を見ないと思われま。



【中国の模擬裁判の様相】 ↑



↑ 【韓国の模擬裁判の様相】

また、シンガポールの模擬裁判では、書類提出命令の申立てを却下ないし留保した上で、'Hot Tubbing'といわれる、専門家証人（原告側・被告側各1名）が同席の上で議論を行うかのように尋問が進められる手続が実演され、こうした手続を通じて裁判官の心証が形成されていく様相が実演された点が特徴的であったと思われます。

そして、各国とも、模擬裁判の締めくくりとして裁判所が証拠の採否等に関する判断を示しました。その判断は、事前にパスワードによる保護付きのファイルが知財高裁HPに掲載され、各セッション終了後にパスワードを会場で告知するという形で、参加者向けに順次公開されました³。

³ ただし、これらの決定書等は模擬裁判向けに特に作成してもらったものであり、実際の訴訟手続において同様の文書が作成されるとは限らないことには留意してください。また、現在、前記知財高裁HPには、日本パネルの決定書と結果一覧表がパスワードによる保護を解除して掲載されています。



【シンガポールの模擬裁判の様相】

3 パネルディスカッションの状況

パネルディスカッションは、模擬裁判で示された各国裁判所の証拠採否に関する判断を踏まえ、モデレーターによる司会進行の下、各国の判断結果に相違を生じた部分を中心に質疑応答が行われました。

	検証	人証			書類提出命令				書証			
		シェバル博士	アン教授	イーゼル従業員	イエローマニュアル部分	その他イエローマニュアル	ドンキーマニュアル	ソースコード	イーゼル所有のB国用マニュアル	イーゼル陳述書	シェバル博士専門家意見書	アン教授専門家意見書
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	□	□	□	×	○	○	○	○
	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○
	×	△	△	×	○	×	×	×	○	○	○	○

○:採用 □:留保 ×:却下

【各国模擬裁判の結果】

そこで行われた議論の詳細は省きますが、結果一覧表からも明らかなおとおり、共通事例でありながらも各国の判断には顕著な相違が見られました。特に、日本と韓国とは、制度的には似通った部分が多いにもかかわらずこのような結果となっており、運用上の相違が大きいことは個人的にも興味深いところです。



【パネルディスカッションの様相】

また、パネルディスカッションの最後には、各国のパネリストから、知財訴訟に関する国際交流や意見交換の意義が指摘された後、清水節知財高裁所長が、知財訴訟に関する国際的な相互理解を深める上で本シンポジウムのような機会は貴重なものであり、今後も継続的に開催していきたいとの意向を示し、万雷の拍手とともに、1日目のプログラムが締めくくられました。

第3 所感と今後の展望

1日目のプログラムには、延べ約500名にも上る「傍聴人」に参加していただき、当初の目論見以上に、こうしたテーマに強い関心が寄せられたことがうかがわれます。

また、日本、中国、韓国、シンガポールの特許侵害訴訟における証拠収集手段について、制度的な違いはもちろん、運用上も顕著な違いがあることは、以上の拙文を読んでもいただいてもおわかりいただけると思います。私個人としても、当初予想していた以上に質的にも量的にも相違があったことから、訴訟運営のあり方について批判的な再考を迫られる良い機会になったと考えています。

加えて特筆すべきは、このような模擬裁判パートを、シンガポールを除く ASEAN 諸国の裁判官も傍聴していたという点にあると思われま。これらの国々は、程度の差こそあれ民事的側面での知財訴訟の制度的及び人的基盤整備に積極的に取り組まなければならない段階にあると思われまますが、各国の裁判官が本シンポジウムの成果を持ち帰り、そうした取組みの一助としてくれるものと願ってやまないところですし、そうしてくれるものと信じています。



【手前がASEAN諸国の裁判官】

また、近いうちに再びアジア諸国の裁判官・弁護士が一堂に会する同様のシンポジウムを開催することが望ましいと考えていますが、関係各位のご理解とご協力を得られるならば、その際には、アジア地域で中国と並んで経済発展が著しいインドや、日本との経済的関係が深いだけでなく、ASEAN諸国との関係でも、地理的な近さもあって強い存在感を示すオーストラリアなども招聘することができれば、更に有意義ではないかと思われまます。

プログラム

1日目 平成29年10月30日(月)

- 10:00 開会
- 10:00-10:15 あいさつ
知的財産高等裁判所 清水節所長
- 10:15-10:30 事案説明 ～特許訴訟における証拠収集手続～
知的財産高等裁判所 杉浦正樹裁判官
- 10:30-10:40 制度概要説明(日本)
知的財産高等裁判所 森岡礼子裁判官
- 10:40-11:30 模擬裁判(日本)
知的財産高等裁判所 清水節裁判官
知的財産高等裁判所 中島基至裁判官
知的財産高等裁判所 関根澄子裁判官
知的財産高等裁判所 佐藤聡史調査官
日弁連知的財産センター 平野恵稔弁護士
日弁連知的財産センター 村田真一弁護士
- 11:35-12:35 模擬裁判(中国)
中国北京知識産権法院 Zhang Xiaojin 裁判官
林達劉グループ Qixue WEI 弁護士
林達劉グループ Jie CHEN 弁護士
北京市康達弁護士事務所 Liu Lei 弁護士
北京市康達弁護士事務所 Yan Lian 弁護士
北京市康達弁護士事務所 Lin HAN 弁護士
- 12:35-14:10 休憩
- 14:10-15:10 模擬裁判(韓国)
韓国特許法院 Hwan-Soo KIM 裁判官
金・張法律事務所 Sang-Wook Han 弁護士
法務法人世宗 Yoon-Hee KIM 弁護士

- 15:15-15:25 **制度概要説明（シンガポール）**
シンガポール最高裁判所 Cheng Pei Feng 裁判官
- 15:25-16:15 **模擬裁判（シンガポール）**
シンガポール最高裁判所 George Wei 裁判官
シンガポール最高裁判所 Edwin San 裁判官
シンガポール最高裁判所 Cheng Pei Feng 裁判官
シンガポール最高裁判所 Wong Baochen 裁判官
デュリュウ・アンド・ネピア法律事務所 Tony Yeo 弁護士
デントンズ・ロダイク・アンド・デビッドソン法律事務所 Foo Maw Jiun 弁護士
- 16:15-16:30 **休憩**
- 16:30-17:30 **パネルディスカッション ～模擬裁判の総括～**
モデレーター
知的財産高等裁判所 中島基至裁判官
日弁連知的財産センター 村田真一弁護士
パネリスト
知的財産高等裁判所 清水節裁判官
知的財産高等裁判所 関根澄子裁判官
日弁連知的財産センター 平野惠稔弁護士
中国北京知識産権法院 Zhang Xiaojin 裁判官
林達劉グループ Qixue WEI 弁護士
韓国特許法院 Hwan-Soo KIM 裁判官
金・張法律事務所 Sang-Wook Han 弁護士
シンガポール最高裁判所 George Wei 裁判官
デュリュウ・アンド・ネピア法律事務所 Tony Yeo 弁護士
- 17:30 **1日目終了**